

## 再就職準備金手続の流れ

●申請～再就職準備金交付・返還猶予決定

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する前日まで	栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに「 <b>届出書（兼求職登録票）</b> 」及び「 <b>再就職準備金利用計画書（別記様式第7号）</b> 」を提出。 「福祉のお仕事」の届出制度にWeb登録を行う。	（福祉人材・研修センターでは、無料職業紹介事業を行っております。再就職先の紹介・あっせんもしていますので、ご活用ください。）
内定次第	栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに内定（決定）した事業所名、就業開始日、勤務形態等を連絡	
再就職後（3カ月以内に）	以下の書類を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。 ① <b>貸付申請書</b> （別記様式第6号） ※保証人・生計を一にする家族の <b>所得証明</b> を添付すること。 ② <b>業務従事期間証明書</b> （別記様式第8号） ③ <b>内定（決定）証明書</b> （別記様式第9号） ※福祉人材・研修センターの紹介により再就職内定（決定）した場合は提出不要。 ④ <b>資格（修了）証の写し</b> ⑤ <b>住民票（世帯全員分、マイナンバー不要）</b> ⑥ <b>業務従事証明書</b> （別記様式第10号） ※再就業先に証明を受けること。	
		<b>締切後、審査・貸付決定</b> 貸付決定通知書を送付
指定の提出期限まで （貸付決定から約3～4週間程度）	以下の書類を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。 ① <b>借用証書</b> （別記様式第11号 - ③） ※借用証書に <b>収入印紙</b> を貼付すること。 ② <b>振込口座届出書</b> （別記様式第12号） ③ <b>借受者・保証人の印鑑証明書</b> ④ <b>返還猶予申請書</b> （別記様式第16号）	

借用証書提出期限から約3～4週間後		再就職準備金交付（一括）
		返還猶予決定 返還猶予決定通知書を送付

- 届出書及び再就職準備金利用計画書の様式については、栃木県社会福祉協議会のホームページ (<https://tochigikenshakyo.jp/pages/37/>) からダウンロードできます。
- 届出書及び再就職準備金利用計画書の提出については、福祉人材・研修センター窓口又は県内各ハローワーク（宇都宮を除く）での「福祉のお仕事出張相談」窓口に直接お越しく下さい。
- 提出された申請書等に不備があった場合は、貸付決定や再就職準備金の交付が遅れることがあります。予めご了承ください。

●返還猶予決定後～返還免除

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
毎年4月	「 <u>業務従事証明書（別記様式第10号）</u> 」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	就業状況を確認
2年間、引き続き介護等職員として従事後	「 <u>返還免除申請書（別記様式第19号）</u> 」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	
		返還免除決定 返還免除決定通知書を送付 借用証書を返還

- 各種手続詳細については、貸付決定時にご案内する「再就職準備金貸付の手引」をご覧ください。